

第 29 回議会運営委員会

と き 平成 28 年 12 月 20 日（火）

午前 10 時

ところ 第 1 委員会室

付議事項

1 全国市議会議長会からの要請について

○申し合わせ事項

（議長会等からの要請による議案の提出者等）

28 議長会、執行部等から意見書案、決議案の議決の要請があったときは、議運で取扱いを協議する。

議運で議案として上程することを決定した場合、その提出者については、全議員一致で行うときは、申し合わせ事項 27 の例により、そうでないときは、議運の委員長が提出者、その他の議運の委員が賛成者となる。

2 平成 28 年第 4 回（12 月）定例会に関する事項について

（1）議案第 127 号の議事の流れについて

産業建設常任委員会において、議案第 127 号「山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」が賛成なしで否決された。原案について賛成から諮る。

○申し合わせ事項

（委員長報告の表決）

85 委員会報告が可決の議案に係る表決は、委員長の報告のとおり決することについての異議の有無を諮り、委員長報告が否決の議案に係る表決は、原案について賛成から諮る。

（2）請願第 1 号について

産業建設常任委員会で請願第 1 号「前場橋から埴生漁港までの市道拡幅工事を求める請願書」が 12 月 13 日に再審査となり、12 月 16 日に継続審査となった。これについて諮る。

(3) 議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
12	22	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・<u>請願1件の継続審査について</u> ・閉会中の調査事項について

3 申し合わせ事項の変更について

現 行	変 更 案
<p>(一般質問の通告)</p> <p>76 一般質問の通告は、<u>6月、9月、12月の定例会においては当該定例会に関する議運開催日の前日正午までに、3月定例会においては施政方針演説のあった日の翌日正午までに一般質問通告書を提出する。</u></p>	<p>(一般質問の通告)</p> <p>76 一般質問の通告は、定例会に関する議運開催日の前日正午までに<u>一般質問通告書を提出する。ただし、施政方針演説のある定例会においては施政方針演説のあった日の翌日正午までとする。</u></p>

4 市議会モニターの要綱について

5 その他

(1) 3月定例会の日程調整案について

別紙のとおり

(2) 全員協議会の開催日時

平成28年12月22日(木) 午前9時30分 議運決定事項

平成28年12月22日(木) 本会議終了後 議会報告会

全議 K 第 7 号
平成 28 年 10 月 24 日

各市区議会議長 殿

全国市議会議長会
会長 岡下 勝彦

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等について(依頼)

平素より、全国市議会議長会の運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る 10 月 14 日に開催された被用者年金制度加入推進会議において、地方議会議員においても厚生年金に加入できるようにするための法整備を早急に実現するよう引き続き関係機関に要望することを決定し、その実現に向けて取り組んでいくことを確認したところであります。

つきましては、各市議会におかれては、この趣旨をご理解いただき、厚生年金への加入の実現に向け、12 月定例会において意見書を議決のうえ国会・関係行政庁に提出してくださるとともに、地元選出国會議員に対し要望するなど積極的に対応いただきますようお願いいたします。

なお、別添の意見書(案)は、あくまでも参考としてお送りするものであり、具体的な文言等については、各議会において適宜工夫いただければと存じます。

【意見書の提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣、厚生労働大臣

※ 各市議会で議決された意見書の写しを、本会に F A X 又はメールでご送付くださるようお願いいたします。

【問合せ先】

全国市議会議長会
渡瀬・千葉

TEL 03-3262-2302

FAX 03-3222-0658

nenkin@si-gichokai.gr.jp



地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議員 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿

山陽小野田市議会モニター設置要綱 (案)

(設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見等を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第24条に規定する議会報告会をいう。

(職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、当該会議の運営に関する意見等を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見等を文書により提出すること。
- (3) 市議会が実施する市議会の運営に関する調査に回答すること。
- (4) 市議会議員と意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めたこと。

(定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、10人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員できる。

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若

しくは通学するもの

- (3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(公募及び選考)

第6条 市議会モニターは公募とする。

- 2 市議会モニターの選考は、議会運営委員会において行うものとする。この場合において、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委嘱及び解嘱)

第7条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

- 2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見等)

第8条 市議会モニターから意見等が提出されたときは、議長は議会運営委員会に送付するものとする。

- 2 前項の規定により意見等の送付を受けた議会運営委員会は、当該意見等について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見等が他の委員会の所管に関するものであるときは、議会運営委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

- 3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(報酬等)

第9条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を支給するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

平成29年第1回（3月）定例会日程案

月	日	曜日	日程	備考
2	11	土	建国記念の日	
	12	日	休日	
	13	月		
	14	火		
	15	水	告示	
	16	木	一般質問通告締切・聞取	
	17	金	議運・聞取	
	18	土	休日	
	19	日	休日	
	20	月		
	21	火		
	22	水	本会議初日	
	23	木	委員会（総務）	
	24	金	委員会（民福）	
	25	土		
	26	日		
	27	月	委員会（産建）	
	28	火	委員会（一般会計）	
3	1	水	委員会予備日	高校卒業式
	2	木	一般質問	
	3	金	一般質問	
	4	土		
	5	日		
	6	月	一般質問	
	7	火	本会議	
	8	水	委員会（総務）	
	9	木	休会	中学校卒業式
	10	金	委員会（民福）	
	11	土		
	12	日		
	13	月	委員会（産建）	
	14	火	委員会（一般会計）	松原分校卒業式
	15	水	委員会（一般会計）	
	16	木	委員会予備日	
	17	金	休会（議事整理日）	小学校卒業式
	18	土		
	19	日		
	20	月	春分の日	
	21	火	休会（議事整理日）	
	22	水	休会（議事整理日）	
	23	木	本会議最終日	埴生幼稚園卒園式
	24	金		
	25	土		
	26	日		
	27	月		